# 医療費控除(セルフメディケーション税制)申告時のお願い

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

仙台市

## スイッチOTC医薬品による医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例適用を受けることができます。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品から薬局などで購入できるOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する一定の医薬品購入費をいいます。

令和6年中に支払った 保険金などで スイッチOTC医薬品 — 補てんされる 会額 — 1万2千円 = 医療費控除額 (最高8万8千円)

#### 一定の取組とは

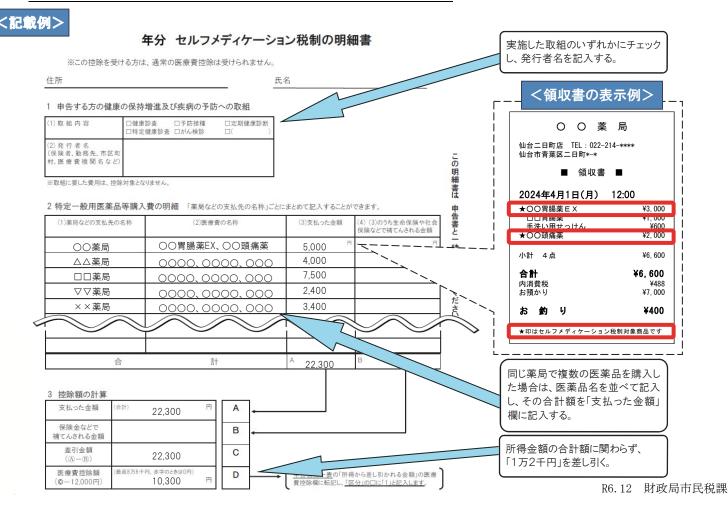
- ①健康診査、②予防接種、③定期健康診断(事業主健診)、④特定健康診査(いわゆるメタボ健診)
- ⑤がん検診 のいずれかを受けている方。

## 対象となる医薬品

医師によって処方される医療用医薬品から薬局やドラッグストア等で購入できるOTC医薬品に転用された、いわゆるスイッチOTC医薬品が対象となります。対象となる医薬品には、レシートの商品名にマーク(★など)が表示されるとともに、当該マークが対象商品である旨が表示されています。

#### 控除を受けるためには

- ①裏面の「セルフメディケーション税制の明細書」に必要事項を記入し、申告の際に添付してください。
- ②取組のいずれかを行ったことがわかる書類の添付又は提示は、令和4年度(令和3年分)の申告より不要となりました。領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類は申告期限等から5年間ご自宅等で保管する必要があります。
  - ※医薬品購入費等の領収書を添付又は提示する必要はありません。また、令和3年度(令和2年分)の申告より、領収書の添付又は提示による申告ができないため、必ず作成した明細書の添付をお願いします。



# 年分 セルフメディケーション税制の明細書

氏名

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

住所

1 申告する方の健康	の保持増進及で	び疾病の予防	方への取	組		_		
(1) 取組内容	□健康診査 □特定健康診査	□予防接種 □がん検診	□定期	建康診断	)			
(2) 発 行 者 名 (保険者、勤務先、市区町 村、医療費機関名など)								こ の 明
※取組に要した費用は、控防	l st対象となりません	Jo				I		この明細書は、
2 特定一般用医薬品等	<b>穿購入費の明細</b>	「薬局など	ごの支払先	の名称」こ	ごとにま	とめて記入す	ることができます。	
(1)薬局などの支払先の名	<b>活称</b>	(2)医療費の名称			(3)支払った金額		(4) (3)のうち生命保険や社会保 険などで補てんされる金額	
						P		
								申告書と一緒に提出してください
								<u> </u>
								く だ
								さ
合			計		А		В	
3 控除額の計算								
支払った金額 (合計)		円	А					
保険金などで 補てんされる金額			В	<b>.</b>		<del></del>		
差引金額 (@-®)			С					
医療費控除額 (⑥ - 12,000円)			D	申告書表の「4 所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記し、「区分」の□に「1」と記入します。				